

令和6年度における北海道地区の景品表示法の運用状況等

令和7年6月25日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和6年度における北海道地区の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局北海道事務所（以下「北海道事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和6年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件、課徴金納付命令が1件、指導が2件の計4件であった（令和6年度の主要な処理事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

| 事 件 | 措置命令 | | 課徴金納付命令 | | 指 導 | | 合 計 | |
|------|------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 |
| 表示事件 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 景品事件 | 0 | 0 | (注) | (注) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 |

（注） 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所取引課

電話 011-231-6300（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

2 表示事件

令和6年度に処理した表示事件は4件で、その内訳をみると、有利誤認（景品表示法第5条第2号）が4件であった。

そのうち、家具等の取引に係る不当表示について、北海道事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が措置命令を行った。さらに、家庭用の電気及び都市ガスの小売供給に係る不当表示について、消費者庁が課徴金納付命令（3398万円）を行った。

表2 表示事件の内訳

(単位：件)

| 事 件 | 措置命令 | | 課徴金納付命令 | | 指 導 | | 合 計 | |
|--------------------------|------|------|---------|------|------|------|------|------|
| | 5 年度 | 6 年度 | 5 年度 | 6 年度 | 5 年度 | 6 年度 | 5 年度 | 6 年度 |
| 優良誤認 (第5条第1号) | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 有利誤認 (第5条第2号) | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 第5条第3号に基づく告示 (第5条第3号) | 0 | 0 | (注2) | (注2) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 (延べ数) (注1) | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 4 | 4 |

(注1) 関係法条が2つにわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

(注2) 第5条第3号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

3 景品事件

令和6年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講すべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるとときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講すべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和6年度に北海道事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は1件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和6年度に受け付けた相談件数は133件であった。具体的な相談内容としては、①二重価格表示に関する相談、②ステルスマーケティングに関する相談、③景品類を提供する際の取引価額や提供限度額に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和6年度において、北海道函館市（令和6年11月）において、一般消費者等を対象にセミナーを開催したほか、消費者団体等からの依頼に応じ、帯広市（同年5月及び12月）、札幌市（同年7月及び11月（2回））、釧路市（同年10月）、千歳市（同月）、河西郡芽室町（同月）、江別市（同年11月）及び室蘭市（令和7年2月）において開催されたセミナーに計10回講師を派遣した。



3 関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議（北海道・東北ブロック）」（令和6年4月）に参加し、最近の違反事例等について情報共有を図るとともに、札幌市において開催された「北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会」（同月及び同年10月）に参加し、不適切な食品表示に関する監視強化を図るなど、関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

また、みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会が主催する観光土産品試買検査会（令和6年7月）、日本パン公正取引協議会が主催する包装食パン表示検査会（同年9月）、全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（北海道・東北ブロック）」（同年10月）及び北海道消費者被害防止ネットワークが主催する「北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議」（令和7年3月）に出席して意見交換を行い、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

さらに、北海道地区に所在する特定適格消費者団体及び北海道庁の景品表示法執行担当者との間で、最近の景品表示法の運用状況等について意見交換を行った。

令和6年度の主要な処理事件

1 措置命令（有利誤認（景品表示法第5条第2号））

| 事件名 | 事件概要 |
|----------------------------|---|
| 長谷川産業(株)に対する件 (R7.2.28) | <p>長谷川産業(株)は、家具等の53商品（以下「本件53商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「回転オフィスチェア ミッテ2」と称する商品について、遅くとも令和6年5月18日から同年8月1日までの間に、「通常価格：¥25,190 10%税込（+送料 ¥2,310～） ¥18,590 10%税込（+送料 ¥2,310～）」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額（以下「通常価格」という。）は、本件53商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、通常価格は、本件53商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。</p> <p>【表示例】</p> <p>（注）本事件の詳細については、令和7年2月28日報道発表資料「長谷川産業(株)に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250228_hokkaido_keihyo.html</p> |



2 課徴金納付命令

| 事件名 | 事件概要 | 課徴金額(円) |
|-------------------------------|--|---------|
| 北海道電力(株)に対する件 (R 6. 12. 3) | <p>北海道電力(株)は、家庭用の電気及び都市ガスの小売供給（以下本件事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年12月3日から同月5日、同月7日から同月12日、同月14日から同月19日及び同月21日から同月23日までの間、電気の検針票に併せて配布した「あなたのでんき 2020年 冬号 Vol. 4 06」と称するリーフレットにおいて、「電気もガスもまとめてほくでんがおトク！」、「ガスのご契約が北海道ガスの『一般料金』のお客さまがおトクになる ガスとくパック」、「●ほくでんガス+ほくでんの電気料金プランエネとくポイントプランのセットで ガス料金が北海道ガスの『一般料金』より5%おトクに！ 電気とガス合わせたら年間約6,000円相当おトク！」と表示するなど、あたかも、都市ガスの小売供給に関する契約先を北海道瓦斯(株)から北海道電力(株)に切り替え、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、「おトク」と記載された金額には、ポイントサービスに加入了上で、毎月のログイン、おおむね毎週配信されるコラムの閲覧等を行わなければ付与されないポイント相当分が含まれており、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるものではなかった。</p> <p>（注）本事件の詳細については、令和6年12月3日報道発表資料「北海道電力(株)に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241203_hokkaido_keihyou.html</p>  | 3398万 |

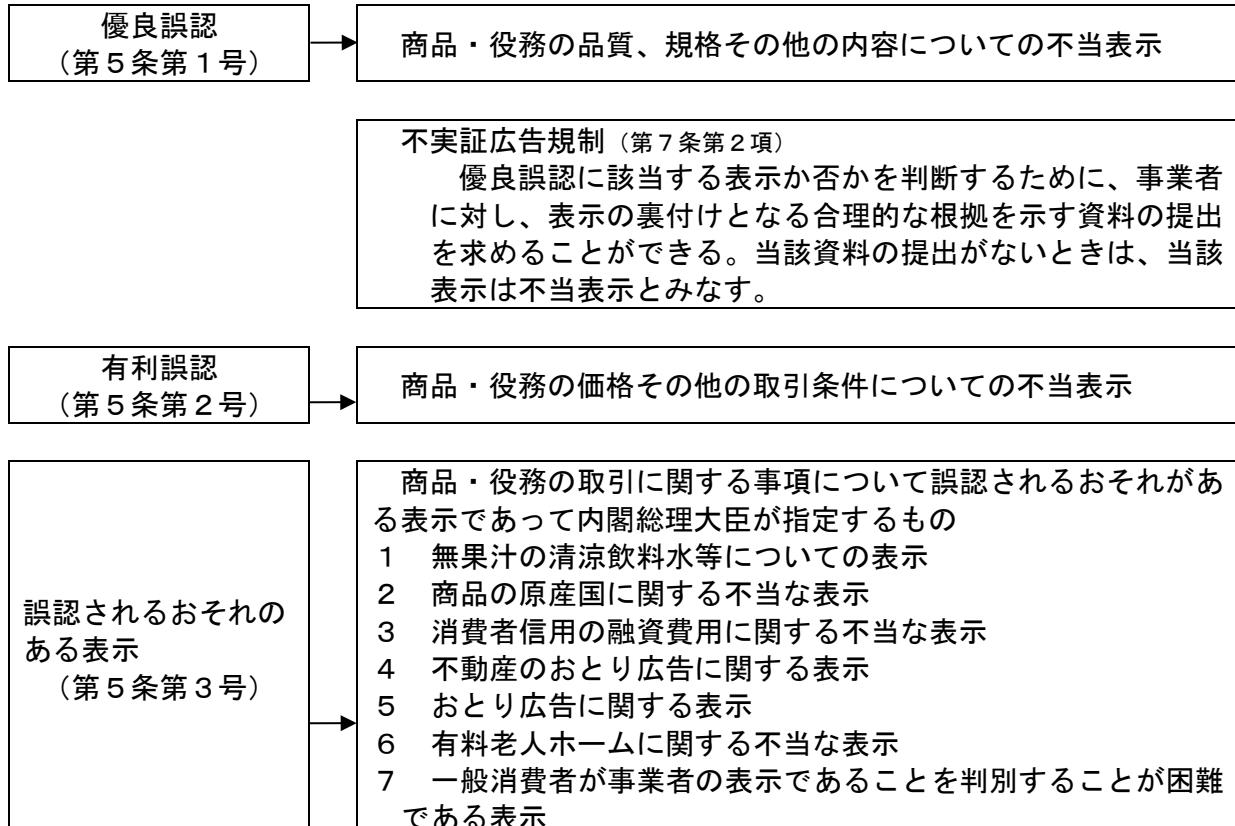
3 指導事件（有利誤認（景品表示法第5条第2号））

| 事件概要 |
|--|
| <p>A社は、浴場利用に係る複数の異なる役務がセットになった役務（以下本件事件概要欄において「本件役務」という。）を提供するに当たり、自社ウェブサイト等において、</p> <p>(1) □〇〇〇〇円なんと●●●●円等と表示した上で、「〇〇〇〇円」の内訳として単体の役務ごとに△△△円等と併記するなど、あたかも、「〇〇〇〇円」との価格は、本件役務に含まれる単体の役務について通常提供している価格である「△△△円」等を足し上げた合計価格であり、実際の提供価格（●●●●円）が、「〇〇〇〇円」に比して安いかのように表示していたが、実際には、本件役務に含まれる単体の役務の中には単体での提供実績がないものが含まれており、「△△△円」等の価格はA社が任意に設定したものであった。</p> <p>(2) □〇〇〇〇円なんと●●●●円、□年□月□日（□）～□年□月□日（□）などと表示することにより、あたかも、表示された期間内に限り、●●●●円で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していたが、実際には、表示の期間外又は期限後であっても、本件役務を●●●●円で提供していた。</p> |

※ 指導事件については、表示内容を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>

| 一般懸賞 (昭和52年告示3号) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">懸賞に係る取引の価額</th><th colspan="2" style="width: 70%;">景品類限度額</th></tr> <tr> <th style="width: 50%;">最高額</th><th style="width: 20%;">総額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円未満</td><td style="text-align: center;">取引の価額の20倍</td><td style="text-align: center;">懸賞に係る売上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円以上</td><td style="text-align: center;">10万円</td><td style="text-align: center;">予定総額の2%</td></tr> </tbody> </table> | | | 懸賞に係る取引の価額 | 景品類限度額 | | 最高額 | 総額 | 5,000円未満 | 取引の価額の20倍 | 懸賞に係る売上 | 5,000円以上 | 10万円 | 予定総額の2% | |
|-------------------------|---|---------|--|------------|---------|----------|-------|---------------------|-----------|--------------------|---------|----------|-------------------------|---------|--|
| 懸賞に係る取引の価額 | 景品類限度額 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 最高額 | 総額 | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000円未満 | 取引の価額の20倍 | 懸賞に係る売上 | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000円以上 | 10万円 | 予定総額の2% | | | | | | | | | | | | | |
| 共同懸賞 (昭和52年告示3号) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="width: 100%;">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">最高額</th> <th style="width: 50%;">総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">取引の価額にかかわらず 30万円</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">懸賞に係る売上 予定総額の3%</td></tr> </tbody> </table> | | | 景品類限度額 | | 最高額 | 総額 | 取引の価額にかかわらず 30万円 | | 懸賞に係る売上 予定総額の3% | | | | | |
| 景品類限度額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最高額 | 総額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 取引の価額にかかわらず 30万円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 懸賞に係る売上 予定総額の3% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総付景品 (昭和52年告示5号) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">取引の価額</th> <th style="width: 50%;">景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,000円未満</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000円以上</td> <td style="text-align: center;">取引価額の2／10</td> </tr> </tbody> </table> | | | 取引の価額 | 景品類の最高額 | 1,000円未満 | 200円 | 1,000円以上 | 取引価額の2／10 | | | | | | |
| 取引の価額 | 景品類の最高額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000円未満 | 200円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000円以上 | 取引価額の2／10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 業種別 景品告示 (4業種) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">1 新聞業</td> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>2 雑誌業</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>3 不動産業</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table> | | | 1 新聞業 | | | 2 雑誌業 | | | 3 不動産業 | | | 4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業 | | |
| 1 新聞業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 雑誌業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 不動産業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業 | | | | | | | | | | | | | | | |

○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2～6 (略)

（事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第二十二条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するため必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十四条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十二条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関する関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関する報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関する関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。